No. 12

チーム派遣協力事業
「中国水稲機械化及び肉用牛生産振興」
事前調査団
報告書

JICA LIBRARY
J 1139502 (7)

平成8年4月

国際協力事業団
派遣事業部

派 豆
JR
96-11

1139502 (7)

目　　次

序　文
地　図

1．要請の背景 ························ 1

2．事前調査団の概要 ························ 1
2-1　調査団派遣の経緯と目的
2-2　調査団の構成
2-3　調査日程
2-4　主要面談者

3．調査・協議結果 ························ 5
3-1　要約
3-2　協力計画
3-2-1 協力の概要
3-2-2 水稲機械化分野
3-2-3 肉用牛生産振興分野
3-3　双方が取るべき措置について
3-4　その他協議結果
3-4-1 協力の範囲について
3-4-2 ９６年度専門家派遣について
3-4-3 ９６年度研修員受入れについて
3-4-4 機材供与について
3-4-5 専門家執務・生活環境について
3-4-6 その他の事項

4．中国側実施体制 ························ 10

5．今後の懸案事項について ························ 11
5-1　総説
5-2　水稲機械化分野
5-3　肉用牛生産振興

添付資料
1．ミニッツ（英文、中文） ························ 13
2．C／Pリスト ························ 35

序文

中華人民共和国は、近年爆発的な経済成長を続けていますが、沿海都市部が急速な発展を続ける一方で、内陸部の開発は遅れをとっており、政府はこの経済格差の解消を重要課題として積極的に取り組んでいます。

このため、同国は内陸部の貧困地域であり、歴史的に我が国と深い関係を有するハルビン市方正地区における、水稲機械化と肉用牛生産振興に関する協力を我が国に要請してきました。同地区においてはこれまで我が国の篤志家や民間団体が協力を行ってきており、これを基盤としてさらなる機械化や技術指導を行うことが、同地区の農業生産性を高め、農民の生活水準の向上に貢献すると期待されたためです。

この要請を受け我が国は、要請内容、協力の必要性等についてより詳細に協議し、また我が国が実施する個別専門家派遣のスキームを十分に説明し、双方の意見調整と協議を行い、協力枠組み等の合意形成を行うことを目的として、当事業団は、平成８年３月２０日から３月２８日まで、国際協力事業団　望月　久　派遣事業部長を団長とする事前調査団を現地に派遣し、調査を実施するとともに、中国側とミニッツに合意し、署名しました。

本報告書は調査団の調査結果をとりまとめたもので、今後の協力の実施に資することを目的としています。

終わりに、本調査団の派遣に際し、ご協力とご支援をいただいた内外の関係者の皆様に、心から敬意を表します。

平成８年４月

国際協力事業団
理事　佐藤　清

黒龍江省と方正県位置図

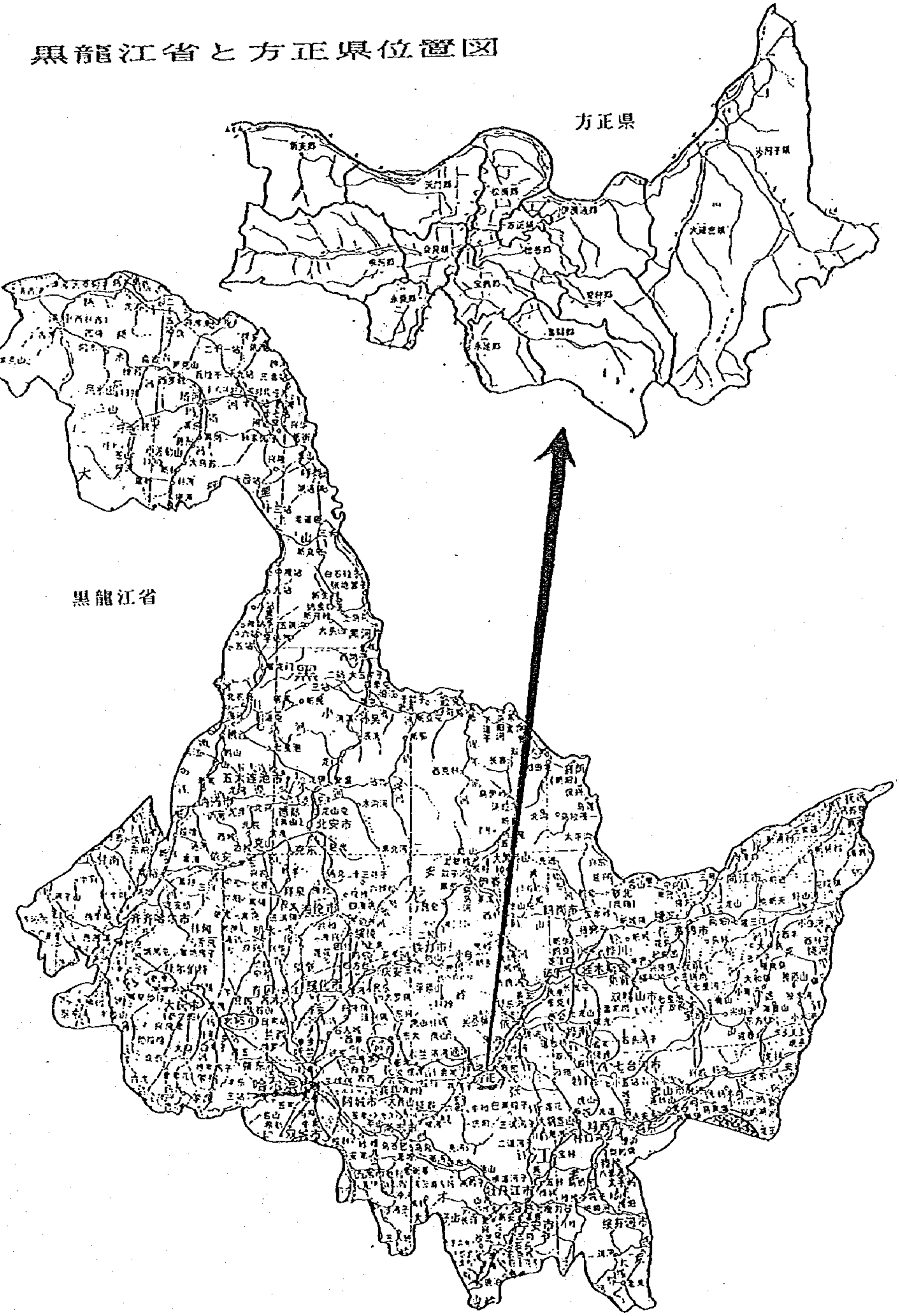

方正県地図

比例尺　1:250000

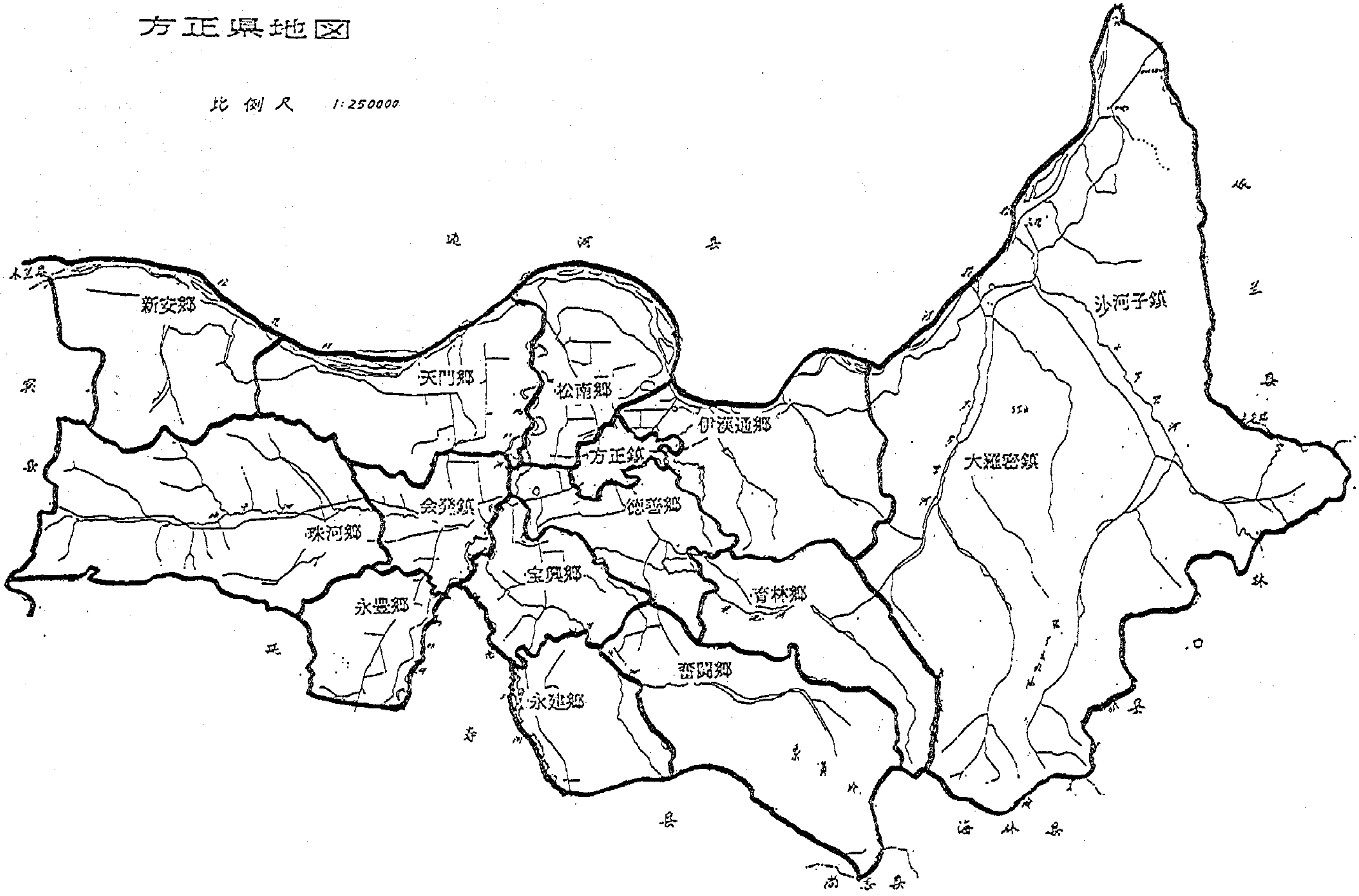

1．要請の背景

中国では、近年来発展の著しい沿海都市部と、相対的に発展の緩慢な内陸部との間の経済格差を縮小することが重要政策の一環として掲げられ、逐次実施に移されているところである。

一方、黒龍江省ハルビン市方正県では、水稲生産のモデル地区として水稲栽培技術の面では既に顕著な成果を挙げてきているが、その機械化は立ち遅れており、農業労働の過重を軽減し、農業生産性を向上させることが求められている。

また、昨今の肉用牛の需要の高まりを背景に、産業の多様化に向けて同県では肉用牛の生産振興を図ることを目指しているが、技術的には尚多くの課題を抱えているのが実情である。

こうした状況を背景に、中国政府はわが国に対し、当該県の経済発展並びに住民生活水準の向上を図ることを目的に、水稲機械化並びに肉用牛飼養管理に係る技術協力を要請してきたものである。

わが国は中国に対し、従前より黒龍江省を含め農業分野において多様な協力を行ってきているが、同県はわが国との間で歴史的に深い関係を有していること、また沿海都市部と内陸部との経済格差是正に向けた先方の努力を支援するとの観点からも、有意義であると判断されたことから、諸般検討の結果、平成7年度チーム派遣協力（ミニプロ）案件として本件を採択するに至ったものである。

2．事前調査団の概要

2-1 調査団派遣の経緯と目的

国際協力事業団（ＪＩＣＡ）では、上記要請の背景、農畜産分野における現地状況並びに中国側実施体制を確認することを目的に、農水省を初めとする国内関係機関の協力を得て、１９９５年８月１７日より９月７日までの間、要請背景調査団を派遣した。

その後同調査団の調査結果等を基に、ＪＩＣＡ並びに関係者を中心に協力方針案の検討を行う一方、本件協力の実施に向け、（社）国際農林業協力協会（ＡＩＣＡＦ）を事務局として、有識者を委員とする国内支援委員会を設置し、技術協力計画案の策定を行ってきた。

本事前調査団はこうした経緯を踏まえ、わが方の技術協力計画案を基に、中国側実施機関との間で、協力の目的、範囲・規模並びに活動計画等について協議を行うと共に、先方実施体制並びに協力の実施にあたり双方が取るべき措置について確認した上で、ミニッツ署名・交換を行うことを目的に派遣されたものである。

2-2 調査団の構成

団長・総括	望月　久	国際協力事業団　派遣事業部長
協力計画	正井　一平	外務省　経済協力局技術協力課事務官
技術計画	久保　祐雄	（社）国際農林業協力協会技術参与
農業機械化	半田　淳	農林水産省　農産園芸局肥料機械課農産園芸専門官
畜産振興	富永　秀雄	国際協力事業団　特別嘱託
農業協力	英賀　正之	農林水産省　経済局技術協力課係長
計画管理	神谷　克彦	国際協力事業団　派遣事業部派遣二課課長代理
通　訳	金　堅敏	（財）日本国際協力センター
短期専門家	花立　信二	農林水産省　畜産局家畜生産課家畜導入係長

注）花立氏は、１９９５年８月に派遣した要請背景調査団の調査結果を踏まえ、畜産分野について更に詳細な現地状況の確認・調査を行うことを目的に、短期専門家として本件調査団に同行した。

2-3 調査日程

派遣期間：　１９９６年３月２０日～１９９６年３月２８日

月　日	行　程	調　査　事　項　等
3/20 （水）	成田 → 北京	移　動／JICA事務所打合せ
3/21 （木）	北京 → ﾊﾙﾋﾟﾝ	移　動
3/22 （金）		中国側関係者との協議
3/23 （土）		中国側関係者との協議／分科会による打合せ
3/24 （日）		ミニッツ案作成／団内打合せ
3/25 （月）		中国側関係者との協議／ミニッツ署名・交換
3/26 （火）	ﾊﾙﾋﾟﾝ → 北京	－移　動／JICA事務所・大使館報告 －移　動（花立専門家、方正県へ）
3/27 （水）		－移　動（団長・正井団員、ﾌﾗﾝｸﾌﾙﾄ へ） －農業機械修理ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ視察（久保・半田団員） －JICA事務所打合せ（富永他３団員）
3/28 （木）	北京 → 成田	移　動

注1)国家科技委日本処葉副処長、JICA事務所大喜多所員が 3/24 ～ 3/26 調査・協議に参加した。

2)団長・正井団員は別件調査団に合流のため、 3/26 離京した。

3)花立短期専門家は 3/26 ～ 3/30 状況確認・調査のため方正県に滞在した。

2-4 主要面談者

国家科学技術委員会	国際科技合作司日本処		副処長	葉　冬柏
黒龍江省ハルビン市			副市長	張　振落
	科学技術委員会		主任	鞠　世立
			副主任	劉　国明
			副主任	李
		外事処	処長	趙　慧容
			科長	李　東
			科長	張　玉柱
	方正県		副県長	劉　慶有
			副県長	斉　伯文
			副県長	陳　雲杰
		農機管理局	局長	曹　徳甫
			高級工程師	初　江
		畜牧局	副局長	楊　宝吉
		科学技術委員会	主任	魏　璞
		外事弁公室	副主任	陳　福堂
在中国日本大使館		経済部	書記官	原川　忠典
				杉田　雅彦
国際協力事業団中国事務所			次長	駒沢　彰夫
			所員	大喜多　隆司

3．調査・協議結果

3-1 要約

(1) 中国側実施機関であるハルピン市科技委及び方正県政府との間で協議を行い、概ね当初案通り合意に達し、3月25日ハルピン市科技委主任との間でミニッツ署名・交換を行った。尚先方の強い希望により、ミニッツは英文を正文としつつ、中国語にても作成、署名した。

(2) 併せて専門家派遣・研修員受入れ等、当面96年度の投入計画案につき先方に提示すると共に、これに向けて正式要請書（A1～A4）に係る手続きを説明、迅速な提出を求め、了解を得た。

(3) 各分野における協力範囲については、先方より一部拡大要望が示されたものの、本件協力期間等の条件を踏まえつつ意見交換の結果、概ね当初案通り合意に達した。

(4) 研修員受入れ人数については、当方案通りなるも、研修期間については極力長期間とするよう、先方より強い希望が示された。

(5) また機材供与に関しては当方国内手続の関係上、96年内の送付は極めて困難であり、97年3月までの供与に向け努力する旨を説明し、一定の理解を得た。その一方車両については、協力計画並びに現地状況を勘案して、2台の供与とするよう、先方より強い希望が示された。

3-2 協力計画

3-2-1 協力の概要

(1) 案件名称：　チーム派遣協力「水稲機械化と肉用牛生産振興」

(2) 協力期間：　1996年7月1日より3年間

(3) 協力場所：　黒龍江省ハルピン市方正県

(4) 先方実施機関：　ハルピン市科学技術委員会、方正県人民政府

(5) 協力目的：　方正県における水稲耕作機械化技術並びに肉用牛生産振興を図ることを目的とする。

3-2-2　水稲機械化分野

(1)協力の範囲：－水稲耕作機械化に係る技術移転を通じ、人材の育成を図る。
具体的には、稲作機械を用いた技術協力を通じ、在来の稲作技術との比較検討を行い、今後の機械化に向けた基礎造りを図る。

(2)活動計画　：－条件の異なる県内の２ケ所のモデル地域において、播種（育苗）・移植、収穫、乾燥の３作業工程に係る機械化試験区を設置し、カウンターパート（Ｃ／Ｐ）に対し同工程の試験指導を行うことを通じて、機械化稲作技術の移転を行う。

(3)投入計画　：

1)日本側

①専門家派遣

－２～３名／年を目処に短期専門家（播種（育苗）・移植、収穫、乾燥）を派遣する。

②研修員受入れ

－１名／年を目処にＣ／Ｐの本邦研修を行う。

③機材供与

－水稲栽培（播種、移植、収穫・乾燥）に必要な機材
（別添1.ミニッツの通り）

2)中国側

①Ｃ／Ｐ配置

－農機管理局に３名のＣ／Ｐを配置する（別添2.の通り）。

②サイトの提供・整備

協力実施に必要なサイトの提供・整備を行う。

③専門家事務室の提供

3-2-3　肉用牛生産振興分野

(1)協力の範囲：－飼養管理・家畜衛生を主とする技術移転を通じ、人材の育成を図り、方正県の肉用牛生産振興に寄与する。

(2)活動計画：　－県内のモデル地域でＣ／Ｐに対し、飼養管理、家畜衛生、繁殖・改良関連の肉用牛生産技術の移転を行い、同時に選定されたパイ

ロット農家において適応技術の実証を図る。

(3)投入計画

1)日本側

①専門家派遣

a)長期　－９６年７月より２名（飼養管理、家畜衛生）を派遣する。

b)短期　－２～３名／年を目処に派遣する。

②研修員受入れ

－１名／年を目処にＣ／Ｐの本邦研修を行う。

③機材供与

－肉用牛生産（飼養管理、家畜衛生、人工授精）に必要な機材（別添1.ミニッツの通り）

2)中国側

①Ｃ／Ｐ配置

－畜牧局に４名のＣ／Ｐを配置する（別添2.の通り）。

②サイトの提供・整備

－協力実施に必要なサイトの提供・整備を行う。

③専門家事務室の提供

3-3 双方が取るべき措置について

(1)政府間技術協力として、中国側は以下につき必要な措置を取ることを確認した。

1)協力実施に必要な土地並びに施設の提供

2)日本側供与機材を除く、本件協力実施に必要な資機材等の提供

3)日本側供与機材の通関、国内輸送、据付け、維持管理に係る経費の負担

4)日本側供与機材の保管に必要な施設の提供

5)Ｃ／Ｐの配置

6)専門家業務に必要な交通手段の提供

7)専門家に対する最恵国待遇の付与

(2)上記の内6)に関し、中国との協力においては通常専門家に係る「域内交通費」を中国側が、また「都市間交通費」については日本側が各々負担することとしているが、本件の場合「域内」を方正県内として中国側が負担し、県外、特に小ハルピン～方正県間については「都市間」として日本側負担とすることとした。

(3)尚専門家滞在並びに機材引取り等に係る諸手続きは、ハルピン市科技委を通じ、方正県科技委内の専門家弁公室が行うことを確認した。

3-4 その他協議結果

3-4-1 協力の範囲について

(1)肉用牛生産振興に係る協力の範囲については、先方より「繁殖・改良」も含めるよう強い希望がなされたが、要請背景調査を通じ確認された現地状況・技術レベル等を勘案し、飼養管理を主体として、長期専門家との意見交換を通じ、状況に応じ弾力的に対応していくこととし、当初案通りとした。特に先方から要望のあった種畜場については当方としては協力の範囲とはし得ないが、可能な範囲で側面的にフォローすることとした。

(2)水稲機械化に係る活動計画については、先方より「整地」も含めるよう希望があったが、整地についてはチーム派遣協力の規模からも対応困難とした。

3-4-2 ９６年度専門家派遣について

(1) 水稲機械化分野

９７年春からの供与機材を用いた技術指導に備え、調査業務を主体とした短期専門家２名を９６年７月に派遣する。

(2) 肉用牛生産振興分野

飼養管理・家畜衛生全般に係る指導のため、長期専門家２名を９６年７月を目処に派遣する。短期専門家については、長期専門家の活動状況を勘案しつつ、別途検討する。

3-4-3　９６年度研修員受入れについて

研修員については、両分野のＣ／Ｐ各１名を２～３ケ月を目処に受入れる。尚中国側より、特に肉用牛生産振興分野については研修期間を極力長期とするよう強い要望があった。

3-4-4　機材供与について

(1)機材供与に関し先方は、予算の範囲内でどのような機材が供与され得るのかについて強い関心を示した。結局先方が、必要とされる機材（アイテム）リストを優先順位を付して提出するものの、当方よりは、機材の機種、台数、メーカー等については所定の手続きを経て、予算の範囲内において本件協力に最適と思われるものを、最終的には当方にて選定・調達する点につき説明し理解を得ると共に、要請書（A_4）はミニッツ別添３．によるべきことで合意した。

(2)当方より調達手続き等機材供与スケジューリングについて説明し、先方は一定の理解を示したが、特に水稲機械化関連機材の供与時期については、９７年春までに送付あるよう、また収穫・乾燥関連機材なりとも９６年中に供与あるよう、改めて先方より強い要望がなされた。

(3)車両については先方より、協力計画との関連並びに方正県の道路状況を勘案し、２台の４ＷＤの供与とするよう、文書による要望があった。

(4)中国語ワープロ等事務機器の供与について、先方から要望があった。

(5)先方より、引取り手続き・経費を考慮し、機材送付はなるべく一括とするよう要望があった。

(6)供与機材に係る諸手続き（通関・内陸輸送、保険並びに設置・保管等）については、ハルビン市科技委を通じ、方正県科技委が行う旨、先方より説明があった。尚これに係る費用については、先方負担とすることで合意した。

3-4-5　専門家執務・生活環境について

(1)方正県における専門家住居については、先方より当面９５年１２月より営業を開始した「方正賓館」とする旨説明があった。当方は長期専門家の利便を考慮し、自炊設備の設置を強く求めたところ、これに対し先方は、９６年末までに建設を予定している同賓館に隣接した専門家事務楼（２００㎡）内に自炊設備を設置す

べく検討する旨回答した（尚先方は要請背景調査時においては、専門家執務室を各々農機局、畜牧局に置くこととしていた）。

(2)常勤通訳２名の配置については、要請背景調査に引き続き先方に強く求めたところであるが、通訳についてはハルビン市科技委が方正県側に推薦する、と述べたものの、経費を含む具体的な目処については示されるに至らなかった。

(3)専門家滞在に係る諸手続き（居留証・健康証明書取得、銀行口座開設、電話回線確保、通関手続き等）については、方正県科技委が行うことを確認した。

3-4-6　その他の事項

(1)協力サイトの整備については、基本的に先方が責任を負うことで合意した。

(2)専門家に係る県内交通費については方正県の負担とすることで合意した。一方先方よりは専門家の赴任に合わせ、極力早期の車両の供与を望む旨要望があった。

(3)農機局、畜牧局Ｃ／Ｐリストの提示が先方よりあった。

4．中国側実施体制

(1)要請背景調査時においては、ハルビン市張松嶺副市長（農業担当）が「ＯＤＡ指導小組」の組長であるとの理由から、ミニッツの署名は同副市長が行う旨、先方より説明がなされていたところ、今般先方より他ＪＩＣＡ案件との整合性を勘案して、同市科技委主任の署名としたい旨申し入れがあった。更に当初副市長は本件協力について全般的な責任を負うこととしていたが、協議の結果、同市科技委がその責を負うことで最終的に合意した。

(2)方正県県長はプロジェクトリーダーとして、本件協力実施に関し責任を負う。尚同県科技委は「専門家弁公室」を兼ねているとの由である。

(3)各分野のＣ／Ｐ機関は、各々方正県農業機械管理局、畜牧局であり、各局長が先方Ｃ／Ｐのチーフに相当する。

(4)方正県には県長の他、数名の副県長が存在するが、本件協力に関する総括的事項は常務副県長が、各協力分野については農業担当副県長が実質的な取りまとめを行うものと思われる。

(5)尚ハルビン市農業機械局、畜牧局は本件には直接関与しない他、同市は直轄市であることからも、黒竜江省政府の本件協力への関連はないものと思われる。

５．今後の懸案事項

5-1 機材供与について

(1)本件協力の実施にあたっては、両分野の具体的な作業時期に合わせた、所要機材の可及的速やかな調達、供与が重要な要件であり、先方より早急に要請書（Ａ４）を取り付けることは勿論、当面関係各方面の協力を得て、今次調査結果を基に速やかに各機材に係る仕様書を作成の上、機材納期を勘案した迅速な調達手続きを進めて行くことが不可欠である。

(2)尚機材の内車両については、先方より２台の供与要望がなされているところであるが、要請背景調査並びに今次調査を通じ、協力活動計画との関連並びに方正県内の道路状況等を勘案し、本件協力に際しては、大排気量（４，２５１ｃｃ以上）の４ＷＤ車両２台の配備は円滑な実施のため必須であると思われる。

5-2 専門家派遣について

(1)専門家派遣については、特に水稲機械化分野に関し、主要機材が現地に到着する９７年春季に向け人選を行うこととしたいが、供与機材に習熟する観点から、関係機関とも連携しつつ、出来るだけ速やかなリクルートを図る必要がある。尚現在のところは短期専門家の派遣を想定するも、先方に対しては人選の都合上、長期専門家となる可能性も否定出来ない旨説明し、了解を得ている。また両分野共に、その特定分野に係る短期専門家の時宜を得た派遣についても、前広に検討することが望まれる。

(2)本件協力については、チーム派遣協力の規模の点から、また現在のところ肉用牛生産分野を除き長期専門家の派遣を想定していないことから、調整員等の派遣は計画されていないものの、専門家の居住環境等、両分野に共通する問題や、両分野に跨がる問題等については、ミニッツ上からもＪＩＣＡ中国事務所にその対応が委ねられているところである。しかしながら協力サイトが遠隔地であること、同事務所の対応能力等を勘案した場合、実際の対応には著しい限界があるものと思われる。この点に関しては、必要に応じ別途調整員の派遣などの措置を検討する必要があるものと思われる。また農村地域への派遣であることを勘案して、生活環境整備については特段の配慮が望まれる。

5-3 研修員受入れについて

研修員の研修期間については、先方は極力長期間とすることを要望しているのに対し、当方としては困難な見込みである旨回答している。しかしながら、同県の限られた人材の育成を十分に図る観点からは、必要に応じこれに応えて行くこともまた望まれる。この点については、長期専門家や関係機関とも打合せつつ、予算並びに国内事情の範囲内で検討することとしたい。

5-4 先方実施体制について

(1)今回の協議を通じ、本件についてはＪＩＣＡベース技術協力として、ハルビン市科技委が全体的な責任を、また方正県が実施上の管理責任を負うことを確認したが、機材引取りに係る手続き等、具体的な事務分掌については尚不明確との印象を得た。これについては今後ともＪＩＣＡ中国事務所を通じ確認していく必要がある。

(2)また通訳の配置、自炊設備を有する専門家住居等、専門家居住・執務環境の整備に向けて、引き続き先方の努力を促していくことが不可欠である。

以　上

MINUTES CONCERNING MINI-PROJECT-TYPE TECHNICAL COOPERATION FOR THE MECHANIZATION OF PADDY CULTIVATION AND PROMOTION OF BEEF CATTLE PRODUCTION

In response to the request of the Government of the People's Republic of China concerning mini-project-type technical cooperation for the Mechanization of Paddy Cultivation and Promotion of Beef Cattle Production (hereinafter referred to as "the Project"), the Japanese Preliminary Survey Team organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Mr. Hisashi MOCHIZUKI, had a series of discussions on the Project with the officials concerned of the Government of the People's Republic of China for the purpose of working out the details of the technical cooperation program.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective governments the matters referred to in the document attached hereto.

Harbin, 25 March, 1996

Hisashi MOCHIZUKI
Managing Director
Experts Assignment Department
Japan Internationl Cooperation Agency
Japan

Shi li JU
Director
Harbin Municipal Science
and Technology Commission
People's Republic of China

ATTACHMENT

1. PROJECT TITLE: Mini-Project-Type Technical Cooperation for The Mechanization of Paddy Cultivation and Promotion of Beef Cattle Production

2. PERIOD OF COOPERATION: Three (3) years from 1 July, 1996 to 30 June, 1999

3. PROJECT SITE: Fangzheng County, Harbin City, People's Republic of China

4. OBJECTIVES OF THE PROJECT:
To promote mechanization technique of paddy cultivation and to promote beef cattle production in Fangzheng County.

5. BACKGROUND AND JUSTIFICATION OF THE PROJECT:
In recent years, China has come to place an emphasis on narrowing the economic gap between its rapidly advancing coastal cities and its comparatively lagging inland regions.

Today, Fangzheng County of Harbin City has developed into a model region for paddy cultivation, and its technique has already attained a remarkable level. However, its mechanization is still comparatively behind, accordingly Harbin City is focusing on the promotion of mechanization of paddy cultivation in the county for further improvement of its productivity.

Meanwhile, the beef consumption increase arises breeding beef cattle, but there still remain many factors which should be improved.

Under these conditions, the Government of People's Republic China made a request to the Government of Japan for technical assistance in promoting mechanization of paddy cultivation in the county as well as for help in improving techniques for breeding beef cattle as a measure for stimulating the county's economy and boosting its standard of living.

6. SCOPE OF TECHNICAL COOPERATION:
(1) To transfer techniques on mechanization of paddy cultivation.
(2) To transfer techniques on beef cattle production mainly in the field of feeding and management on beef cattle, and animal health.
(3) To train capable counterparts in the above-mentioned techniques and extension work.

7. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN:

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and through the normal procedures under its technical cooperation scheme, the Government of Japan will take the following measures through JICA;

(1) Dispatch of Japanese experts

To provide at its own expense services of the Japanese experts for the purpose of technical cooperation in the field referred to in Paragraph 9.

(2) Provision of machinery, equipment, and other materials

To provide at its own expense such machinery, equipment, and other material necessary for implementation of the Project as listed in ANNEX Ⅲ.

Machinery, equipment, and other materials referred to above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered to the Chinese authorities concerned at the port(s) and/or airport(s) of disembarkation, and will be utilized exclusively for implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Paragraph 9.

(3) Training of counterpart staff in Japan

To receive at its own expense the Chinese counterpart personnel of the Project for technical training in Japan.

8. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBULIC OF CHINA

In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take the following measures at its own expense.

(1) Provision of land and facilities

To provide land and facilities as indicated in ANNEX Ⅱ.

(2) Provision of equipment

To supply or replace machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and other materials necessary for implementation of the Project other than those provided through JICA under Paragraph 7.(2) above.

(3) Exemption from tax and other charges concerning machinery, equipment, and other materials supplied by the Government of Japan

To meet customs duties, internal taxes and other charges, imposed in the People's Republic of China on the machinery, equipment and other material referred to Paragraph 7.(2) above.

To meet expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the machinery, equipment, and other material as well as for the installation, operation and maintenance thereof.

To provide facilities necessary for the maintenance and protection of the articles referred to in Paragraph 7. (2) above.

(4) Running expenses

To meet running expenses necessary for implementation of the Project.

(5) Assignment of counterparts

To assign at least one counterpart staff to each Japanese expert.

(6) Provision of urban transportation facilities

To provide urban transportation facilities for the Japanese experts.

(7) Privileges and exemption

To grant the Japanese experts and their families the privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to the experts of third countries or of international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

9. THE FIELDS TO WHICH JAPANESE EXPERTS ARE TO BE ASSIGNED:

(1) Mechanization of paddy cultivation

a) Survey on paddy cultivation situation and yield

b) Mechanization of paddy cultivation

c) Transplanting and harvest/ drying

(2) Promotion of beef cattle production

a) Feeding and management of beef cattle

b) Animal health/ reproduction

c) Artificial insemination/ feed production/ reproduction/ nutrition control

Note:

Short-term experts may also be additionally assigned when necessary for the smooth implementation of the Project.

10. ASSIGNMENT OF CHINESE COUNTERPART STAFF:

(1) Executor of paddy cultivation	One (1)
(2) Executor of beef cattle production	One (1)
(3) Mechanization of paddy cultivation	Two (2)
(4) Livestock engineer	Two (2)
(5) Veterinarian	Two (2)

Note:

Administrative and supporting staff will be additionally assigned by the Chinese side, besides the above mentioned counterparts.

11. ADMINISTRATION OF THE PROJECT:

Harbin Municipal Science and Technology Commission will bear overall responsibility for the Project.

Head of Harbin Fangzheng County the People's Government, as the project manager, will be responsible for the managerial matters on the implementation of the Project.

The Japanese experts will give necessary guidance and advice to the Chinese project manager and counterpart personnel on matters relating to the Project.

The Resident Representative of JICA in the People's Republic of China will undertake the role of an advisor and coordinator for successful implementation of the Project.

12. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS:

The Government of the People's Republic of China will undertake to bear claims, if any, which may arise against the Japanese experts in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those which may arise from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

13. MUTUAL CONSULTATION;

There will be mutual consultation between both sides on any major issues arising from, or in connection with this document.

ANNEX I

Tentative Implementation Schedule

Project Period	1st year	2nd year	3rd year
July 1, 1996 ~ June 30, 1999	1996-1997	1997-1998	1998-1999
Project Activities			
1. Mechanization of Paddy Cultivation	—	—	—
1) Survey on paddy cultivation situation and yield	—		
2) Mechanization of paddy cultivation		—	—
3) Transplanting and harvest/ drying		—	—
2. Promotion of Beef Cattle Production	—	—	—
1) Planning	—		
2) Selection for model districts and pilot farms	—		
3) Observation and technical demonstration at pilot farm	—	—	—

ANNEX II

PROJECT INPUT (1)

Project Period	1st year	2nd year	3rd year
July 1, 1996 ～ June 30, 1999	1996-1997	1997-1998	1998-1999
Japanese Input			
1. Expert Assignment			
1-1 Paddy Cultivation			
(Short-term)			
1) Survey on paddy cultivation situation and yield 2) Mechanization of paddy cultivation 3) Transplanting and harvest/ drying	------(2～3 person / year)------		
1-2 Promotion of Beef Cattle Production			
(Long-term)			
1) Feeding and management of beef cattle	————	————	————
2) Animal health/ reproduction	————	————	————
(Short-term)			
1) Artificial insemination 2) Feed production 3) Reproduction 4) Nutrition, etc.	----(2～3 person / year)------		
2. Equipment Provision	————	————	
3. Counterpart Training	---- (1 person/each field/year) --		

Note: 1) Number, period and duration of short-term experts dispatch will be determined in the course of the Project within the Japanese budget.
2) Period and duration of counterpart training will be determined in the course of the Project within the Japanese budget.
3) Provision of the equipment will be considered in case the necessary budget is allocated for the Project by the Government of Japan.

PROJECT INPUT (2)

Project Period	1st year	2nd year	3rd year
July 1, 1996 ~ June 30, 1999	1996-1997	1997-1998	1998-1999
Chinese Input 1.Provision of Land and Facilities 1)Land acquisition/ facilities			
2.Staffing of Counterparts 1)Mechanization of paddy cultivation			
2)Livestock engineer/ veterinary			

ANNEX III

LIST OF MACHINERY, EQUIPMENT AND MATERIALS

I Paddy Cultivating Machinery

1. Sowing machine for nursery
2. Transplanter
3. Combine
4. Dryer

II Beef Cattle Production Equipment

1. Aritificial inseminate apparatus
2. Feeding and management apparatus
3. Animal health apparatus

III Miscellaneous Equipment

1. Fax-machine
2. Copy-machine
3. Vehicle

IV Other necssary machinary, equipment and materials which may be mutually agreed upon.

关于水稻耕作机械化
及振兴肉牛生产小专项技术合作的
会 谈 纪 要

应中华人民共和国的就水稻耕作机械化及畜产振兴肉牛生产小专项技术合作（以下简称“项目”）的要求，受日本国际协力事业团（以下简称“JICA”）的派遣，以望月久为团长的日本事前调查团同中华人民共和国政府的有关官员就该项目技术合作的细节举行了广泛的会谈。

会谈结果，双方一致同意将附件所提及的有关事项向各自的政府提出建议。

双方对本会谈纪要的解释产生异议时，以英文本为准。

日本国
国际协力事业团
专家派遣事业部部长
望月久

中华人民共和国
哈尔滨市科学技术委员会
主　　任
鞠世立

一九九六年三月二十五日　哈尔滨

附　　　件

1、项目名称：关于水稻耕作机械化及振兴肉牛生产的小专项技术合作

2、合作期间：自一九九六年七月一日至一九九九年六月三十日，三年

3、项目地点：中华人民共和国哈尔滨市方正县

4、项目的目的：方正县水稻耕作机械化及肉牛生产的振兴。

5、项目的背景和理由：

近几年来，中国提出了加快缩小快速发展的沿海城市与发展相对较慢的内陆地区之间的经济差距的政策。

现在，哈尔滨市方正县已发展成为水稻生产的样板地区，水稻栽培技术已经取得显著成果。但是，水稻机械化程度较低，因此，哈尔滨市提出重点促进水稻耕作机械化，进一步提高生产率。

另一方面，虽然肉牛消费的增加促进了肉牛饲养但是在许多方面还有待于提高。

鉴于上述情况。中华人民共和国政府向日本国政府提出促进该县的水稻耕作机械化的技术援助和帮助改进肉牛饲养技术的要求，以促进该县经济的发展和提高生活水平。

6、技术合作的范围：

（1）水稻耕作机械化的技术转让；

（2）肉牛生产的技术转让，主要是在饲养和管理及家畜卫生方面；

（3）培训从事于上述技术及有关工作的优秀对口人员。

7、日本国政府应采取的措施：

根据日本国的现行法令及通过其技术合作方式的通常手段，日本国政府将通过JICA采取以下措施：

（1）派遣日本专家

用日方的费用提供第九项所提及专业的技术合作项目所需的日本专家的服务。

（2）提供机械、设备及其他材料

用日方的费用提供附录Ⅲ所列的，为实施该项目所需要的机械、设备及其他材料。

上述机械、设备及其他材料在卸货港口或机场交付给中方有关部门后即成为中华人民共和国的财产。这些器材与第九项所提及的日本专家协商后应全部用于该项目的合作。

（3）对口人员在日本的进修

用日方费用接收中方对口人员进行技术进修。

8、中华人民共和国政府应采取的措施：

根据中华人民共和国的现行法令，中华人民共和国政府将用中方的费用采取下列措施：

（1）提供土地及设施

土地及附录Ⅱ所示的土地及设施。

（2）设备的供应

提供或更换上述第七项（2）由ＪＩＣＡ提供的器材以外的实施该项目所需要的机械、设备器材、车辆、工具、备件及其他材料。

（3）免征由日本国政府提供的机械、设备及其他材料的税及其他费用。

负担在中华人民共和国国内对上述第七项（2）所提及的机械、设备及其他材料所征的关税、国内税及其他费用。

负担这些机械、设备及其他材料在中华人民共和国国内的运输、安装、操作及维修所需的费用。

提供上述第七项（2）所提及的器材的维修和保养所需要的设施。

（4）运行费用

负担项目实施所需要的运行费用。

（5）对口人员的配置

给每位日本专家至少配置一名对口人员。

（6）城市交通工具的提供

为日本专家提供城市交通工具。

（7）特许及免征措施

向日本专家及其家属提供特许权、免税及优惠。这些特许权、免税及优惠应不低于在中华人民共和国国内执行同样任务的第三国或国际机构的专家所享有的特许权、免税及优惠。

9、日本专家所派遣的专业：

（1）水稻耕作机械化

A．水稻耕作及收获状况的调查；

B．水稻耕作机械化；

C．移植及收获／干燥。

（2）肉牛生产振兴

A．肉牛的饲养和管理；

B．动物卫生、繁殖；

C．人工授精、饲料生产、繁殖、营养控制。

注：为顺利实施该项目。将按需要追加派遣短期专家。

10、中方对口人员的配置：

（1）项目实施负责人：农业局、畜牧局局长各1名。

（2）水稻耕作机械化　　　　二名

（3）畜牧技术人员　　　　二名

（4）兽医　　　　　　　　二名

注：除上述对口人员以外，将由中方追加提供行政管理及其他工作人员。

11、项目的管理：

哈尔滨市科学技术委员会对该项目的实施负全部责任。

方正县人民政府县长作为该项目管理负责人负责项目的运行管理。

日方专家将就项目的有关事宜向中方项目管理负

责人和对口人员进行必要的技术指导和提出建议。

JICA驻中华人民共和国事务所所长将项目成功地实施提出建议并进行协调。

12、对日方专家提出的赔偿要求：

对日方专家在中华人民共和国国内为执行本职责工作而产生或执行过程中发生的，或执行其它有关工作中发生赔偿要求时，中华人民共和国承担该赔偿责任。但若系日方专家故意赎职或重大过失而产生的赔偿不在此限。

13、相互协商：

双方对由本附件产生的或与之相关的重要事项，应相互协商。

附录 I

暂定实施计划

项 目 期 间	第 一 年	第 二 年	第 三 年
1996.7.1--1999.6.30	1996-1997	1997-1998	1998-1999
项目活动			
1.水稻耕作机械化			
(1)水稻耕作及收获状况调查	— —		
(2)水稻耕作机械化	—	————	————
(3)移植、收获及干燥	- -	- - - -	- - - -
2.肉牛饲养			
①制订计划	—		
②示范区及试验农户的选定	——		
③对示范户的进行试验观察及技术示范	—	————	————

附录Ⅱ

项目投入（1）

项目期间	第一年	第二年	第三年
1996.7.1—1999.6.30	1996-1997	1997-1998	1998-1999
日方投入 1、专家派遣 (1)水稻耕作 （短期专家） ①水稻耕作及收获状况调查 ②水稻耕作机械化 ③移植、收获及干燥 (2)肉牛生产振兴 （长期专家） ①肉牛的饲养和管理 ②动物卫生及繁殖	---每年2—3名---		

项目期间	第一年	第二年	第三年
1996.7.1—1999.6.30	1996—1997	1997—1998	1998—1999
（短期专家） ①人工授精 ②饲料生产 ③繁殖 ④营养等		每年 2—3 名	
2．器材供应			
3．对口人员进修		各专业每年 1 名	

注：

（1）短期专家派遣的人数、时间、期间将在日方预算范围内根据项目情况而定。

（2）对口人员进修的时间及期间将在日方预算的范围内根据项目情况而定。

（3）器材的提供将在日本政府为本项目所作的预算范围内考虑。

项目投入（2）

项目期间	第一年	第二年	第三年
1996.7.1—1999.6.30	1996—1997	1997—1998	1998—1999
中方投入			
1、提供土地和设施 土地确定／设施			
2、对口人员的配置			
(1)水稻耕作机械化			
(2)畜牧技术人员及兽医			

附录Ⅲ

机械、设备及材料清单

1、水稻耕作机械

(1)苗圃用播种机

(2)插秧机

(3)联合收割机

(4)干燥机

2、肉牛生产设备

(1)人工受精设备

(2)饲养和管理设备

(3)动物卫生设备

3、其他设备

(1)传真机

(2)复印机

(3)车辆

4、双方协定所需的其他机械、设备及材料

别添 2

水稻机械化小专项组织

及对口人员名单

专项负责人：曹德甫　　农机局局长

技术负责人：张凤居　　农机局副局长／工程师

对口人员　：

移植　　　初　江　　高级工程师

收获　　　房金凯　　工程师

干燥　　　刘占江　　工程师

肉牛生产振兴小专项组织

及对口人员名单

专项负责人：李明杰　畜牧局局长

技术负责人：杨宝吉　畜牧局副局长／畜牧师

对口人员　：于　平　高级兽医师

杨柏山　助理畜牧师

韩英明　兽医技术员

JICA